身体動作学研究会
ニュースレター

第 26　2022 年 4 月

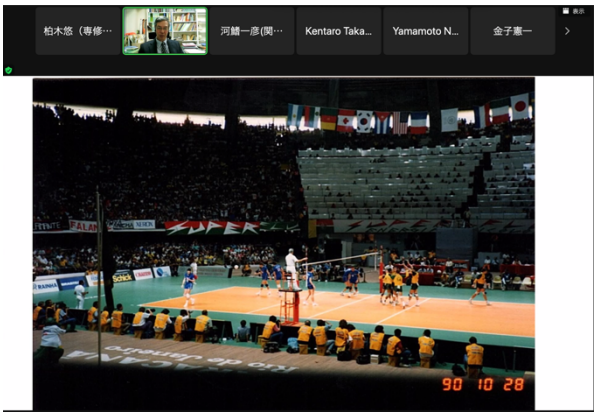

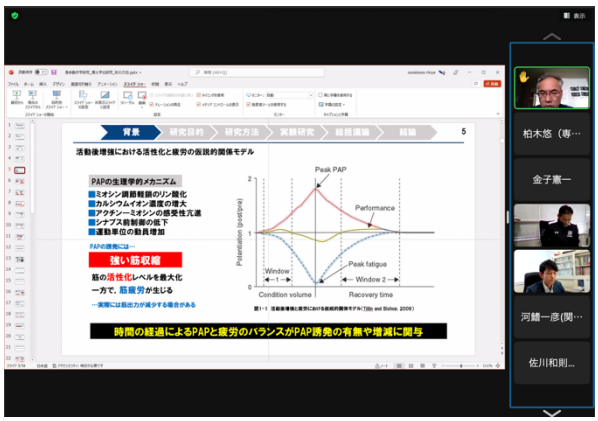

第 35 回身体動作学研究会　オンライン開催

コンテンツ

◆身体動作学研究会　会長あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.2
◆令和 3 年度身体動作学研究会総会議事録・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.3
◆令和 3 年度身体動作学研究会総会資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.5
◆令和 3・4 年度身体動作学研究会運営委員・・・・・・・・・・・・・・・・・p.17
◆編集後記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.18

身体動作学研究会　会長あいさつ

会長　佐川和則（近畿大学）

身体動作学研究会は石井喜八先生の門下生によって創られました。2001年には会則が制定され、会の目的に賛同する個人が誰でも入会できるようになりましたが、その後も会員のほとんどが石井先生の弟子と孫弟子によって占められてきています。また、会則には年会費納入の規定が設けられていましたが、今日までその運用はなされてきませんでした。それは本研究会が実質的に石井研究室のOB会であり、その敷居は内からも外からも高かったためだと思われます。つまり外部からの入会はほとんどなく、居心地の良い鎖国的空間の中で研究会が継続されてきたといってよいでしょう。

今年（2022年）は石井先生の十三回忌に当たります。この間、本研究会の会員には石井先生の孫弟子にあたる方々が増え、その中には石井先生を直接知らない世代の方々も見受けられるようになっています。そしてこの傾向は今後ますます強くなることが予想されます。さらに、石井先生から強烈な薫陶を受けた初期の門下生の方々は定年退職の時期を迎えてきています。なかでも長年本研究会の運営委員長としてお世話いただいた船渡和男先生が定年を迎えられ、日本体育大学内の研究室以外に事務局を設置する必要が生じたことは、本研究会の運営体制を一新する契機となりました。

このような状況の下、身体動作学研究会を継続していくには、“身体動作学研究会＝石井研究室OB会”という構図から少しずつ脱皮していくことが求められるでしょう。これを実現するために、まずは「会則」を整備し、本研究会の活動趣旨に賛同していただける会員を広く受け入れ、研究成果を公開するといった本来の“研究会“の活動の色彩を強めていくことが重要と考えています。幸いにも現実行委員は新しい身体動作学研究会を牽引していく意思、能力および活力に溢れた方々で構成されています。本研究会をますます発展していくために会員各位のご協力をお願いいたします。

令和３年度身体動作学研究会総会議事録

日時：令和３年　３月４日（火）　17：55～18：30
場所：オンライン
司会：山本憲志
出席者：25 名
議事録：柏木悠，平野智也

身体動作学研究会会則第15条に基づき、議長には山本運営委員長が選出された。

審議事項

1. 身体動作学研究会会則の改定について
   資料に基づき、身体動作学研究会会則の改定について柏木委員より説明がなされ、会則の改定が承認された。

2. 身体動作学研究会選挙規定について
   資料に基づき、身体動作学研究会選挙規定について柏木委員より説明がなされ、選挙規定の新設が承認された。

3. 身体動作学研究会の研究雑誌（仮）の投稿規定について
   資料に基づき、研究雑誌（仮）の投稿規定について渡邊委員より説明がなされ、投稿規定の新設が承認された。

4. 令和2年度会計監査について
   資料に基づき、令和２年度会計監査について平野委員より説明がなされ、会計決算が承認された。

5. 令和 4 年度事業計画案について
   資料に基づき、令和4年度事業計画案について柏木委員より説明がなされ、事業計画案が承認された。

6. 令和4年度予算案について
   資料に基づき、令和4年度予算案について平野委員より説明がなされ、予算案が承認された。

7.　その他
　　なし

報告事項
1.　令和３年度中間会計報告について
　資料に基づき、令和３年度中間会計について平野委員より報告がなされ、
　確認された。

2. 身体動作学研究会ホームページについて
　資料に基づき、身体動作学研究会ホームページ開設について柏木委員より
　報告がなされ、確認された。

3. その他
　なし

（文責：身体動作学研究会運営員会　山本憲志、平野智也）

総会資料

身体動作学研究会会則　新旧対照表

新	旧
（趣　旨） 第１条　この会則は、身体動作学研究会について必要な事項を定める。	（趣　旨） 第１条　この会則は、身体動作学研究会について必要な事項を定める。
（目　的） 第２条　本会は、以下の事業を通して身体運動の関する研究活動を推進し、体育及びスポーツの発展のために研究成果を社会に還元することを目的とする。 一　研究会大会の開催 二　研究成果の公開 三　国内外における共同研究の推進 四　会員の研究に資する情報の提供 五　ニュースレター等の刊行 六　その他本会の目的に資する事業	（目　的） 第２条　本会は、以下の事業を通して身体運動の関する研究活動を推進し、体育及びスポーツの発展のために研究成果を社会に還元することを目的とする。 一　研究会大会の開催 二　研究成果の公開 三　国内外における共同研究の推進 四　会員の研究に資する情報の提供 五　ニュースレター等の刊行 六　その他本会の目的に資する事業
（会　員） 第３条　本会は第２条の目的に賛同する個人と団体をもって構成する。会員の種別は次の通りとする。 一　正会員　本会の趣旨に賛同し、会長の承認を受け、第 16 条で定める入会金を納める個人 二　名誉会員　本会の発展に寄与し、総会で承認を受ける個人 三　賛助会員　本会の発展に寄与し、運営委員会の承認を受ける個人または団体	（会　員） 第３条　本会は第２条の目的に賛同する個人と団体をもって構成する。会員の種別は次の通りとする。 一　正会員　本会の趣旨に賛同し、会長の承認を受け、第１７条で定める入会金を納める個人 二　名誉会員　本会の発展に寄与し、総会で承認を受ける個人 三　賛助会員　本会の発展に寄与し、運営委員会の承認を受ける個人または団体
第４条　会員は、本会の開催するすべての行事に参加する資格を有し、本会の刊行物	第４条　会員は、本会の開催するすべての行事に参加する資格を有し、本会の刊行物

等の配布を受けることができる。 第５条　正会員は第１６条で定める年会費を納めなければならない。 ２　会員が３年間にわたって年会費を納入しない場合は退会したものと見なす。 ［削除］ 第６条 正会員はすべて、運営委員を選挙する権利及び運営委員として選挙される被選挙権利を有する。 （会　長） 第７条　本会に会長を１名置く。 ２　会長は代表し会務を総括する。 ３　会長は運営委員会の合議により正会員の中から選出する。 ４　会長の任期は２年とし、再選は妨げない。 ５　会長に事故のある場合は、第１０条で定める運営委員長がその責務を代行する。 （運営委員会） 第８条　身体動作学研究会に身体動作学研究会運営委員会（以下「運営委員会」）という。）を置く。 ２　運営委員会は、身体動作学研究会に関する次の事項を審議する。 一　運営の基本方針に関する事項 二　身体動作学研究会における規則の改廃に関する事項 三　その他、運営上必要な事項 （運営委員会の組織）	等の配布を受けることができる。 第５条　正会員は第１６条で定める年会費を納めなければならない。 ２　会員が３年間にわたって年会費を納入しない場合は退会したものと見なす。 ３　再入会をする場合は、入会金を納めなければならない。 ［新設］ （会　長） 第６条　本会に会長を１名置く。 ２　会長は代表し会務を総括する。 ３　会長の選出方法については別途これを定める。 ４　会長の任期は２年とし、再選は妨げない。 ５　会長に事故のある場合は、第１０条で定める運営委員長がその責務を代行する。 （運営委員会） 第７条　身体動作学研究会に身体動作学研究会運営委員会（以下「運営委員会」）という。）を置く。 ２　運営委員会は、身体動作学研究会に関する次の事項を審議する。 一　運営の基本方針に関する事項 二　身体動作学研究会における規則の改廃に関する事項 三　その他、運営上必要な事項 （運営委員会の組織）

第９条　運営委員会は、次の委員をもって組織する。 一　会長　１名 二　運営委員長１名 三　運営委員６名＋（会長推薦若干名） 四　監事　１名	第８条　運営委員会は、次の委員をもって組織する。 ［新設］ 一　運営委員長１名 二　運営委員６名 三　監事　１名
（運営委員の選出及び任期） 第 10 条　運営委員は正会員から選出する。 ２　運営委員は、正会員の中から会員の選挙により選出する。選挙の方法については、別途これを定める。 ３　運営委員の任期は２年とし、再任は妨げない。 ４　委員に欠員が生じた場合は補充し、任期は前任者の残任期間とする。 ５　運営委員の補充方法については次点によって補充する。	（運営委員の選出及び任期） 第９条　運営委員は正会員から選出する。 ２　運営委員の選出方法については別途これを定める。 ３　運営委員の任期は２年とし、再任は妨げない。 ４　委員に欠員が生じた場合は補充し、任期は前任者の残任期間とする。 ５　運営委員の補充方法については別途これを定める。
（運営委員長の選出及び任期） 第１１条　運営委員長は運営委員の互選によって選出する。 ２　運営委員長の任期は２年とし、再任は妨げない。 ３　運営委員長に事故のある場合は運営委員の互選によって選出する委員がその職務を代行し、任期は前任者の残任期間とする。	（運営委員長の選出及び任期） 第１０条　運営委員長は運営委員の互選によって選出する。 ２　運営委員長の任期は２年とし、再任は妨げない。 ３　運営委員長に事故のある場合は運営委員の互選によって選出する委員がその職務を代行し、任期は前任者の残任期間とする。
（運営委員会の招集および運営委員会の議長） 第１２条　運営委員長は運営委員会を招集し、その議長となる。 ２　運営委員会は、運営委員の過半数過半数の出席がなければ開催できない。 ３　運営委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は運営委	（運営委員会の招集および運営委員会の議長） 第１１条　運営委員長は運営委員会を招集し、その議長となる。 ２　運営委員会は、運営委員の過半数過半数の出席がなければ開催できない。 ３　運営委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は運営委

員長の決するところによる。 ４　運営委員長が必要と認めた時は委員以外の者を運営委員会に出席させ、意見を聞くことができる。 （監事の選出及び任期） 第１３条　監事は正会員の中から運営委員会が委嘱する。 ２　監事は本会の会務を監査し、あらゆる会議に出席して意見を述べることができる。 ３　監事の任期は２年とし、再任は妨げない。 ４　監事に事故のある場合は運営委員会が新たに監事を委嘱し、任期は前任者の残任期間とする。 （顧　問） 第１４条　本会の顧問を置くことができる。 ２　顧問は運営委員会が委嘱する。 ３　顧問はあらゆる会議に出席して意見を述べることができる。 （総　会） 第１５条　総会は会長が招集し年１回これを開催する。 ２　臨時総会は必要に応じて開催する。 ３　総会は会長が招集し、その議長となる。ただし、会長は、運営委員長に総会の招集及び議長の職務を委嘱することができる。 （会　計） 第16 条　本会の運営は次の収入をもって充当する。 一　年会費	員長の決するところによる。 ４　運営委員長が必要と認めた時は委員以外の者を運営委員会に出席させ、意見を聞くことができる。 （監事の選出及び任期） 第１２条　監事は正会員の中から運営委員会が委嘱する。 ２　監事は本会の会務を監査し、あらゆる会議に出席して意見を述べることができる。 ３　監事の任期は２年とし、再任は妨げない。 ４　監事に事故のある場合は運営委員会が新たに監事を委嘱し、任期は前任者の残任期間とする。 （顧　問） 第１３条　本会の顧問を置くことができる。 ２　顧問は運営委員会が委嘱する。 ３　顧問はあらゆる会議に出席して意見を述べることができる。 （総　会） 第１４条　総会は会長が招集し年１回これを開催する。 ２　臨時総会は必要に応じて開催する。 ３　総会は会長が招集し、その議長となる。ただし、会長は、運営委員長に総会の招集及び議長の職務を委嘱することができる。 （会　計） 第１５条　本会の運営は次の収入をもって充当する。 一　年会費

［削除］ 二　賛助会費 三　事業収入 四　助成金並びに寄付金	二　入会金 三　賛助会費 四　事業収入 五　助成金並びに寄付金
第１７条　正会員の年会費は３０００円とする。 ２　年会費は指定口座へ期日までに納入する。	第１６条　正会員の年会費は２０００円とする。 ２　年会費の納入については別途これを定める。
［削除］	第１７条　正会員の入会金は１０００円とする。 ２　入会金の納入については別途これを定める。
第１８条　学生会員の年会費は１０００円とする。 ２　学生会員は年会費を指定口座へ期日までに納入する。	［新設］
第１９条　賛助会員については運営委員会の議を経てその都度決定する。賛助会員は年会費として 10,000 円を指定口座へ期日までに納入する。	第１８条　賛助会員については運営委員会の議を経てその都度決定する。
第２０条　本会の会計年度は毎年４月１日より翌年３月３１日までとする。	第１９条　本会の会計年度は毎年４月１日より翌年３月３１日までとする。
第２１条　予算並びに収支決算は監事の監査を受けて総会の承認を得るものとする。	第２０条　予算並びに収支決算は監事の監査を受けて総会の承認を得るものとする。
（補　則） 第２２条　本会の事務局員は運営委員の中から会長が委嘱する。事務局長は事務局員の互選によって選出する。	（補　則） 第２１条　本会の事務局員は運営委員の中から会長が委嘱する。事務局長は事務局員の互選によって選出する。
第２３条　本会の所在地は事務局の所在地	第２２条　本会の所在地は事務局の所在地

と同一とし、原則として事務局を事務局長の所属する研究室におくものとする。 第２４条　本会の会則は総会の議決で変更することができる。 　付　則 この会則は平成１３年４月１日より施行する。 令和３年４月１日　改正 令和４年４月１日　改正	と同一とし、原則として事務局を事務局長の所属する研究室におくものとする。 第２３条　本会の会則は総会の議決で変更することができる。 　付　則 この会則は平成１３年４月１日より施行する。 令和３年４月１日　改正

身体動作学研究会　選挙規定

（総則）
第 1 条 身体動作学研究会会則（以下、「会則」という)第 7 条に定める運営委員の選挙は、この規程に定めるところによる。

(選挙管理委員会)
第 2 条 選挙に関する事務は選挙管理委員会が管理する。
第 3 条 選挙管理委員会は、運営委員会が運営委員を除いた会員のなかから数名を委嘱する。選挙管理委員会は、委員の氏名を選挙公示時に公開する。
第 4 条 選挙管理委員会の任期は、委嘱から総会において運営委員が選任されるまでとする。
第 5 条 選挙管理委員会は、互選により選挙管理委員長を選出する。

（選挙）
第 6 条 会則第 7 条の運営委員の定数は 8 名とする。
第 7 条 選挙管理委員会は選挙の投票締切日の 30 日前までに選挙を公示し、選挙手続きを進める。
第 8 条 投票は選挙管理委員会の定める投票方法によって、運営委員については 8 名連記し無記名で行う。
第 9 条 会則第 8 条に定める運営委員長は運営委員会の互選によって決める。
第 10 条 運営委員に欠員が生じた場合には、次点を当選とする。

(改廃)
第 11 条 この規程の改廃については、総会の承認を必要とする。

附則 この規程は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

「身体動作学研究」投稿規定

１、投稿論文の著者に身体動作学研究会の会員もしくは学生会員を含める。

２、原稿の掲載可否の判定（査読）と掲載巻・号の決定は運営委員会の編集担当委員が行う。

３、原稿の種類はプロシーディングとし、身体動作学研究会にて発表された研究内容とする。

４、原稿は和文か英文に統一する。

５、数字は算用数字を用いる。物理量の単位表記は原則として国際単位系（SI）を用いる。

６、原稿は別に定めるフォーマットに従い、A4 判紙 2 ページ以上とする。

７、原稿は「緒言／Introduction」、「方法／Methods」、「結果／Results」、「考察／Discussion」、「結論/Conclusion」で構成する。

８、ヒト対象研究では、人権の尊重と安全の確保を最優先し、かつ法に基づいて研究を行うことに充分な配慮を払われていること、動物を対象とする研究では、動物愛護の精神に基づいて、同様の倫理的配慮がなされていることを原稿内に明記すること。また、しかるべき研究機関において研究倫理審査の承諾を得ていることが望ましい。

９、原稿には図や表を含めても良い。

１０、文献の引用は論文に深く関係する主要なものに留める。本文における文献の引用方法は、和文の文献を引用する場合は「著者名（発行年）」によって示す。著者が 2 名の場合は「著者名 1 と著者名 2（発行年）」とし、著者が 3 名以上の場合は筆頭著者名に「ら（発行年）」または「他（発行年）」をつけて省略する。欧文の文献を引用する場合も「Author（発行年）」、「Author1 and Author2（発行年）」、「Author et al.（発行年）」等とする。　例）～と考察されている（石井ら 1988）

～have been reported (Hibi et al. 1996)

１１、引用文献のリストは著者名のアルファベット順に並べる。記載順序は、著者氏名＜姓と名の順で全員を記す＞　西暦年号＜（　）でくくり、同年発表が複数の場合は、a, b, c, ・・で区別する＞　：（コロン）の区切り　論文題目　．（ピリオド）の区切り　雑誌名　巻数（単行本の場合は、論文題目．書名．編者名（3 名以上は筆頭者に＜ら，他＞または＜et al＞），引用頁，出版社　の順で記す＜必要ならば、版数、発行地を適宜加筆する＞。

例）石井喜八、金憲洙、高橋勝美、広田公一（1988）：中学生を対象とした最大酸素摂取量推定のためのモノグラム作成．体育科学 16, 29-35

Hibi N, Fujinaga H, Ishii K (1996): Work and power outputs determined from pedalling and flywheel friction forces during brief maximal exertion on a cycle ergometer. Eur J Appl Physiol 74(5), 435-442

１２、文献雑誌名の省略方法は、原則として和文は「日本医学雑誌略名表」、欧文は「Index Medicus」に従う。

附則　この規程は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

身体動作学研究会　平成 26 年度決算報告

自令和 2 年 4 月 1 日　至令和 3 年 3 月 31 日

身体動作学研究会事務局

会計監査担当：柏木悠（専修大学）、和田匡史（国士舘大学）

令和2年度会計決算報告

自　令和2年4月1日
至　令和3年3月31日
身体動作学研究会事務局
会計担当　藤戸靖則

（単位：円）

Ⅰ　事業活動収入

大科目	中科目	小科目	収入額	内訳/注記
会費収入			0	
入会金収入			2,000	1,000×2名（新規入会）
事業収入			0	
利子収入			24	
収入合計			2,024	

Ⅱ　事業活動支出

大科目	中科目	小科目	支出額	内訳/注記
事業費支出	研究会費支出	研究会賞金支出	10,000	第33回大会奨励賞
支出合計			10,000	

収入合計	2,024
支出合計	10,000
収入－支出	−7,976
前年度繰越金	2,675,562
次年度繰越金	2,667,586

次年度繰越金保管方法

郵便口座	2,667,586
手元現金	0

監査の結果，令和2年度諸事業に関して，会計報告は適正であると認めます．

令和 4 年 2 月 18 日

監事　柏木 悠　印　監事　和田 匡史　印

R４年度　事業計画案

１. 第 36 回身体動作学研究会の開催
日時：令和 4 年度　8-9 月または 3 月上旬
場所：関西学院大学

2. 身体動作学研究会の研究雑誌の発行（Vol.1）
令和 4 年 10 月下旬発行 Web 上に掲載

3. 身体動作学研究会ニュースレターの発刊
令和 5 年 3 月下旬発行 Web 上に掲載

4. 令和 5・6 年度運営委員選挙
投票期間：8 月中を予定

5. 諸会議の開催
運営委員会（2 回）　令和 4 年 6 月中旬、令和 4 年 8-9 月または 3 月上旬（研究会の開催に合わせる）
総会（１回）　令和 4 年 8-9 月または 3 月上旬（研究会の開催に合わせる）
次期運営委員の会　令和 5 年 1 月

R４年度　予算案

令和4年度予算案

Ⅰ　事業活動収入

（単位：円）

大科目	中科目	小科目	予算額	前年度予算	差額	内訳/注記
会費収入			150,000			3,000円×50名
事業収入			0			
収入合計			150,000			

Ⅱ　事業活動支出

大科目	中科目	小科目	予算額	前年度予算	差額	
事業費支出	研究会費支出	会議費支出	0			
		旅費交通費支出	0			
		通信運搬費支出	5,000			
		消耗品費支出	5,000			
		諸謝金支出	20,000			
	(小計)		30,000			
	学会誌刊行費支出	通信運搬費支出	0			
		消耗品費支出	0			
		印刷製本費支出	40,000			プロシーディング作成
	(小計)		40,000			
管理費支出	常設委員会費支出	会議費支出	5,000			運営委員会
		旅費交通費支出	0			
		通信運搬費支出	0			
	(小計)		5,000			
	その他管理費支出	旅費交通費支出	0			
		通信運搬費支出	20,000			HP管理費
		消耗品費支出	5,000			
		選挙管理費支出	30,000			
		委託費支出	0			
	(小計)		55,000			
予備費			20,000			
支出合計			150,000			

収入合計	150,000
支出合計	150,000
収入合計－支出合計	0

特別会計

基金（令和4年2月18日現在）	2,656,180

身体動作学研究会ホームページについて

ホームページ URL

https://www.sd-sportsscience.com/

令和３・４年度　身体動作学研究会運営委員

任期：2022 年４月１日―2023 年３月 31 日

会　　長：佐川　和則　（近畿大学）

運営委員長：山本　憲志　（日本赤十字北海道看護大学）

委　　員：和田　匡史　（国士舘大学：総務担当）

委　　員：高橋　健太郎（関東学院大学：編集担当）

委　　員：渡邊　航平　（中京大学：編集委員長）

委　　員：袴田　智子　（国立スポーツ科学センター：編集担当）

委　　員：柏木　悠　　（専修大学：事務局長）

委　　員：平野　智也　（国士舘大学：事務局）

監　　事：高橋　勝美　（神奈川工科大学）

令和４年度　第 36 回身体動作学研究会のご案内

日時：2023 年３月上旬

場所：関西学院大学

実行委員長：河鰭一彦

今後メーリングリストにてご連絡致します。

～編集後記～

令和 3、4 年度の運営委員長を船渡さんから引き継いだ山本です。今回、運営委員も刷新し、新しい船出となりました。大きく変更した点は①会則の変更、②役員を選挙で選出、③研究会雑誌の発刊、④HP の開設でした。この様な変更は佐川会長を中心に若い運営委員がフットワーク良く迅速に進めて頂きました。若い力は凄いなと感じたのは、年をとった証拠ですね。このような若手研究者が年齢やキャリアの垣根を超えて自由に「身体動作」に関わる、あらゆる研究課題をディスカッション出来る会になって行くことを願っております。そのためには会員の皆様のお知り合いに、是非、本研究会にご入会頂けるよう、ご勧誘頂ければ幸いです。研究会雑誌は proceedings ではありますが査読もあり、若手研究者の業績にもなります。また、メジャー雑誌に投稿する前の練習としては十分だと思います。さらに、HP の公開により多くの方に本研究会の活動を知って頂ける機会を設け、ニュースレターも随時更新して参ります。第 35 回となった今回の研究会は関西学院大の河鰭さんに実行委員長をお願いしましたが、コロナ感染拡大のため、やむ無く Zoom での開催となりました。こちらの様子は改めてニュースレターでご報告申し上げます。次年度に向けて大変お忙しい時期と存じます。会員皆様におかれましてはご自愛専一になさって下さい。

山本　憲志（日本赤十字北海道看護大学）

発　　行　2022 年４月 15 日
身体動作学研究会
〒214-8580 神奈川県川崎市多摩区東三田 2-1-1
専修大学 ５号館 G11
e-mail：shintaidousa-office@sd-sportsscience.com
H　P：https://www.sd-sportsscience.com
編集担当　佐川　和則　（近畿大学）
山本　憲志　（日本赤十字北海道看護大学）
和田　匡史　（国士舘大学）
柏木　悠　（専修大学：事務局長）
平野　智也　（国士舘大学：事務局）